

「サイクルツーリズムに関するアンケート調査等業務」

公募型プロポーザル提案説明書

1 業務名

サイクルツーリズムに関するアンケート調査等業務

2 業務の目的

「さっぽろグローバルスポーツコミッション」は、北海道・札幌のスポーツ環境を生かした交流人口の拡大・地域活性化に資する事業を展開しており、スポーツツーリズムの促進に取り組んでいるところであり、現在、来年度に向け、北海道・札幌を訪れる観光客に対し、市内の移動手段としてレンタサイクルなどを活用し観光名所などを回る都市型サイクリングについての可能性について、検討しています。

そこで、観光や体験を交えながら街中で自転車を走らせる「都市型サイクリング」について調査を実施し、その実態を把握し、基礎情報の収集やモデルコースの設定などを行うことは、今後の都市型サイクリングの可能性を進める上で有効な取り組みであると考えられるため、以下の事業を行います。

3 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日から平成 31 年 2 月 28 日までの間とする。

4 予算規模

本業務の上限は 1,100 千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

5 業務の内容

上記目的のほか、今後実施するサイクリングマップの作成や、外国人が利用しやすいレンタサイクルの構築などにも対応するため、以下のような 2 つの調査を実施する。

(1) 定量調査

来札台湾人観光客へのアンケートによる需要、期待・課題などの測定

ア 対象

来札外国人観光客のうち、台湾人観光客
(サイクリングが盛んであるほか、札幌への観光入込数が国・地域別で3番目であり、今後のリピートが見込めるため)

イ 調査箇所

市内の観光スポットなど2カ所以上で実施。

なお、調査場所については、管理者から了承を得るものとし、受託者は営業の妨げにならないよう充分配慮して調査を行う。

ウ 調査方法

中国語に対応した適正な人数の調査員を配置し、個別面接にて聞き取りを行う。

エ 調査件数

統計上、必要十分なサンプル数を提案する。最低件数は300件とする。

オ 調査票

調査は聞き取りにて行うが、回答者自身が記入できるよう、中国語（繁体字）にて作成する。

カ 管理体制

調査には、調査員のほか、管理する立場の者を1人以上配置し、管理を行うこと。

キ 調査項目

適正な結果が得られるよう、以下の基本項目を中心に、基本情報、旅行情報源、動機、サイクリングへの興味、消費額や求めるニーズなど、今後の都市型サイクリングの可能性を探るための効果的な設問を考案する。

なお、都市型サイクリングは、長距離を走ることに重きを置かず、観光や体験を交えながら、散歩感覚でのんびりと自転車を走らせるものとする。

アンケートの設問は、訪日外国人が簡単・短時間・直感的に答えやすい内容とし、「さっぽろグローバルスポーツコミッション」と十分な協議のうえ決定する。

《基本項目》以下例示

「訪日外国人情報」…国籍、性別、年代、グループ人数など

「消費額」…滞在期間中の観光、食事、宿泊での消費

「旅行情報源」…入手経路、入手したい情報、課題点

「ニーズ」…サイクリングへの興味、その他求めるコンテンツ

「旅行動機」…目的、行程

「観光スポット」…訪れた場所、次回行きたい場所

「レンタサイクルポロクルについて」…認知度、方法、不満点、改善点

「市内での移動方法」…地下鉄、バス、徒歩、観光バス、自転車ほか

「その他情報」…その他必要情報 ……など

(2) 定性調査

在札外国人に対するヒアリング、グループ討議などを実施し、詳細なニーズや外国人が求めるものの把握などを行う

ア 対象

在札外国人10人以上。調査に必要十分な数および、出身国などを提案すること。

イ 調査方法

ヒアリング調査など、効果的な方法を提案すること

ウ 調査項目

今後の都市型サイクリングの可能性を探るため、また、(3)のサイクリングルート制作のため、以下の基本項目を中心に、効果的な設問を考案する。

設問は、「さっぽろグローバルスポーツコミッション」と十分な協議のうえ決定する。

《基本項目》以下例示

「各国の傾向」…旅行目的、内容、人気スポット、利用交通機関

「サイクリング」…愛好度、利用頻度

「ポロクル」…認知度、利用有無、評価、改善点

「モデルコース」…おススメスポット、コース

「その他情報」…その他必要情報 ……など

(3) 実施結果の報告

実施概要、実施結果や効果、今後の課題などを取りまとめて、報告すること。

ア アンケート調査の集計・分析、報告書の作成

実施したアンケート調査について集計・分析し、今後の課題等を提案した、図表を用いたわかりやすい報告書を作成する。

イ モデルコースの策定

(1) (2)の調査を受け、外国人おススメの観光名所を巡る、サイクリングコースを5コース程度提案する。提案されたモデルコースを用いて、後日、サイクリングマップを作製する予定であるため、時間別、距離別、内容別など、異なった内容のコース案を提案すること。

なお、ルートについては、実際に自転車にて走行しやすい道を中心に提案すること。

6 企画提案を求める事項

「5 業務の内容」について、本事業の実施に当たっての基本的な考え方や実施方法、工夫等を明らかにし、企画提案書を作成するものとする。

加えて、「実施体制」「実施スケジュール」のほか、「見積（業務の実施に必要な経費の総額）」についても示すこと。

7 参加資格要件

札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されており、かつ、次に掲げる(1)～(3)の全ての要件を満たすものであること。

- (1) 本公募型プロポーザルにおいて、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市の競争入札参加停止等措置要領等の規定に基づき参加停止の措置を受けていないこと。

8 契約候補者の選定方法

本プロポーザルにおいて、企画提案の内容は、評価委員会を設置して評価する。

企画提案者から提出された書面を審査するほか、プレゼンテーションに対するヒアリング調査を行う。

- (1) 参加資格の審査及び結果の通知

「7 参加資格要件」に基づき審査を行い、参加団体に通知する。

(2) 評価の基準

評価項目	評価内容	配点
手法・内容の評価	調査対象者の負担にならないよう、簡便かつ効果的な方法で実施する手法をとっているか。	20
	調査項目の内容は、基本項目に沿い、創意工夫が見られる内容となっているか。	20
	調査件数、対象に関する提案内容は、合理的なものとなっているか。	15
	分析・報告書の作成にあたり創意工夫が見られるか。	10
	モデルコースの作成について、創意工夫が見られるか。	10
体制・計画の適否	業務を遂行するための適切な業務体制及び人員確保がなされ、確実に遂行し得るスケジュールになっているか。	15
経費の妥当性	提案内容に対して積算額が妥当であるか。	10

(3) その他

ア 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。

イ 評価の結果は、提案者全員に通知する。

ウ 提案者が一者となった場合、別途定める最低基準点を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

エ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

オ ヒアリング審査の日時は、事務局から個別に連絡する。

カ 提案者が1社となった場合、ヒアリング審査を省略する場合がある。

9 契約

契約については、選定された契約候補者と実施主体の間で詳細を交渉のうえ、締結するものとする。ただし、この交渉の中で、企画提案内容の一部を変更することがある。また、契約候補者が「7 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との交渉が不調に終わった場合は、実施委員会において次点とされた団体と交渉する場合がある。なお、契約は実施主体と締結するものとし、その手続きは、札幌市契約規則を適用する。

10 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあつては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

11 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本実施要領及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者。
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者。
- (3) その他、本実施要領等に定める手続き、方法等を順守しない者。

12 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 実施委員会が本件プロポーザルの実施に必要と認めるときは、企画案を実施委員会が利用(必要な改編を含む)することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 提案者は、実施委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

13 その他留意事項

- ・制作物の著作権は、発注者に帰属すること
- ・企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とすること
- ・ネイティブチェック体制を明確にすること

14 提出先・問合せ先

担 当 さっぽろグローバルスポーツコミッション

住 所 〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目 札幌MNビル9階

電 話 011-200-0905

F A X 011-200-0314

メール sports@plaza-sapporo.or.jp